

超過課税の可能性について

第5回税制研究会意見

- ・神奈川県は、首都圏の中で環境のいいところ、一番開発にさらされやすい。こうした条件下で緑を保全していくことは、法定税目の標準税率で行う行政サービスの水準を超えており、既存行政では賄えない緊急性がある
- ・神奈川県と比べ、臨時特例企業税のような(法人対象の)法定外税もやってないので、個人・法人を分けて考える必要はない
- ・市民にとって快適な環境が形成されることは、法人にとっても受益であり、法人にも負担していく方向で考えてよいと思う
- ・緑の保全であれば、神奈川県の水源環境税の市町村交付金を要求してもいいと思う。その面ですでに所得割を負担しているという考え方もある
- ・固定資産税への超過課税は、類似の税として、都市計画税があり、その使途との関係整理が必要
- ・緑の環境で上昇する受益は、日本の固定資産税制度上、評価額に反映されるので(採用は)難しい
- ・今回は、(個々の受益でなく)緑を全体として維持していくものであり、市民に広く、薄く利益が行き渡ると考えた方がよい
- ・汚染者負担のように環境に負荷をかけるもの税ではなく、施策によって広く薄く受益を得ることができるので、通常より重い負担を依頼するもの。市民の総意や市民運動のようなものに支えられないと継続していかない

市民税均等割への超過課税が考えられるのではないか

趣 旨	<p>① 横浜市は大都市でありながら、31%の緑(樹林地・農地等)に被われた豊かな環境がある。これは横浜市の特徴であり、かつ魅力である。</p> <p>② 市民は、大都市における生活の利便だけでなく、豊かな緑ある良好な生活環境の維持に対する意向(ニーズ)もあわせて持っている。</p> <p>③ 市内の緑は、「市民の共有財産」ともいるべきものである。現状は、所有者の負担と努力によって維持されているものの、毎年約106ha消失している。</p> <p>④ 横浜市は、現在の緑被率31%(緑地面積約13,500ha)の維持向上に向け、新たな施策展開(みどりアップ計画事業)を図り、これら市民ニーズの実現にあたっていこうとしている。</p> <p>⑤ これらの新たな保全・創造施策にかかる施策経費を賄うため、受益のある市民に広く薄く、税負担を依頼することも可能ではないか。</p>
新たな市民負担の理由の考え方	「大都市生活の利便」と「緑あふれる生活環境」の維持という市民ニーズに対応するよう、横浜市は、今後、「みどりアップ計画」で既存の緑地保全施策を大きく拡大(量的・質的)する。これらにかかる経費は、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超えた水準のコストであることから、新たな市民負担を依頼することも可能ではないか。
課税期間	水と緑の基本計画の目標年次までの期間(平成21~37年)とすることが考えられるのではないか。
(参考) 市民税均等割制度の概要	<p>市内に住所又は事務所等を有する個人及び法人と市の行政上の諸施策による種々の応益関係に着目して、そのために要する経費の一部をその住民に広く均等に負担を求めるもの</p> <p>【個人市民税均等割の標準税率】3,000円 (地方税法第310条) ※小額所得者に対しては、既存の地方税法・横浜市税条例による、均等割の非課税・減免制度が適用される。</p> <p>【法人市民税均等割の標準税率】5万円~300万円 (地方税法第312条第1項) ※資本金等の額及び従業者数により税率の適用区分が異なる。</p>